

(様式1)

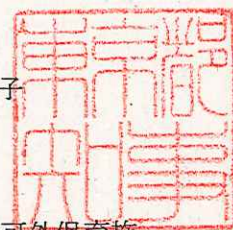
4 福保子保第4687号

令和5年3月3日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

そらまめインターナショナルプリスクール 設置者 殿

東京都知事 小池百合子



貴殿の設置する「そらまめインターナショナルプリスクール」については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

施設の名 称	そらまめインターナショナルプリスクール
施設の所在地	墨田区横川三丁目9番4号
事業開始年月日	令和4年6月1日
設 置 者	株式会社ブルーム

東京都による立入調査実施日 令和4年11月30日

証明書交付年月日 令和5年3月1日

当施設は児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

(TEL 03-5320-4131)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。